

自転車の「ながらスマホ・スピードの出し過ぎ」大変危険!

～ハイツ内では、必ず安全確保した自転車走行を～

シーアイハイツ和光管理組合

今年6月7日発行「管理組合たより(No.239号)」の記事でも、皆さまには、「ハイツ内自転車走行時での安全確保」をお願いしたところですが、未だにスマホを見ながらの走行(ながらスマホ)・スピードの出し過ぎが見受けられます。

特に、ながらスマホに関しては、子供たちへの突っ込み事案があり、組合理事会等でも問題視しております。

以下の点で、安全確保した走行をしていただくとともに、お子さんにも周知徹底をお願いいたします。

- ◆走行中は、ながらスマホは絶対しないこと
- ◆敷地内は、必ず徐行すること(シーアイハイツ和光管理規約の遵守事項です)
- ◆歩行者優先を守ること

NO! ながらスマホ



◆スマホ使用時は視界が通常の5%まで狭まり、意識もスマホに集中し、ブレーキ操作も遅れます^{1*}。

◆「ながらスマホ」は大変危険で「対歩行者」事故も増加しています。福岡県のように、自転車走行中のながらスマホに関し罰則規定(県道路交通法施行細則第14条3号等)を設ける自治体も出てきているとともに、同行為による死亡事故に有罪判決も科されたケースもあります。

NO! スピードの出し過ぎ



◆当ハイツ敷地内を徐行することは、シーアイハイツ和光管理規約(自転車置場使用規則 第10条)の遵守事項に明記されております。

◆参考^{2*}: 道路交通法で徐行とは「直ちに停止することができるような速度で進行すること」と定義されています。具体的な速度は規定されていませんが、徐行義務がある状況において歩行者に衝突したならば、一般的解釈として同義務を果たしていなかったものとされます。

1* 2018/09/24 西日本新聞経済電子版(愛知工科大交通工学・小塚一宏特任教授引用記事)

2* 公益社団法人 自転車道路交通法研究会 法務専門部会 HP (<http://law.jablaw.org/jokou>)